第参斷ニハ『東京市電調査資料』ト題スル従業員拾名ニ対シテ一名ノ割ニテ争議対策委員ヲ挙出スル。

三、他ノ職場ノ連絡ヲ密ニ出来ル様争議方針ヲ大体決定スル。

四、大体ノ方針ガ決定シタラ、引上ハ場所ヲ決定シテ堂々ト引揚ケルコト。

五、現所ニ、瓦斯人夫争議団、応援団ノ対策委員ガ対策委員会ヲ持ツ。

六、対策委員会デ各職場ヲ調査セバナルニ、要求ヲ纏メル。そして直リニ、会社ニ要求書ヲ提出スル。

職場大会デ大体ノ方針ガ決定シタラ敏速ニ引揚ケルコト。テキパキト物事ヲ決定シタラ、直チニ争議団ヲ決定シテ引揚ケナイト、官憲ニカマレル虞レガアル。それカラ、要求書ノ取リ纏メ方ニ、充分注意シナイト、争議ニ対シテ自分ガホントニ、自分達ノ要求ヲカヽゲテ闘ッテヰルんだと言フ闘争意識ガ、割合ウスい様ニ傾向ヲ持つ様ニナル。

又、対策委員ノ選出モ、充分考ヘテヤラナイト失敗スル。先輩ヤ年齢ヤ顔役デアル事ヲ対策委員ノ重ナル理由トセズニ、眞ニ闘ヒ得ル者ヲ、選出スル事ガ正しい、やり方デアル。挙ゲル但シ、その職場ノ情勢デ色々ナ変化ハヤヲヲ得ない。

闘いハ、愈々本舞台ニ入ッタぞ。

行動ハ大胆ニ細心ニ。

全日の同志に訴へる!!

倦怠ガ、人夫争議団ハ去ル六月七日ヨリ職工反対外八ケ條ノ要求ノ下ニ、全日労幼組合自由聯合会加盟、労働者自治聯盟ノ応援ヲ得テ今日マデ闘ひ続ケテ来タ。然シ争議ガ当初ヨリ、同一要求ニ対シテ、而モ同一要求ヲ掲ゲテ闘ハ二ケノ分立的（大衆党系並ビニ、左聯系）勢力ノ存在ガ、いかニ闘争力ヲ弱めるものであるか、又階級的立場からみても、絶対ニあやまってゐるか、又両者ノ共同闘争こそ、最モ正しく階級的であるかを痛感してゐたのである。

だが所謂、尊、部と称せられてゐる二三ノ少数者ノ独裁的せんせいによって、これらの争議ハ、ことごとく封殺サレテ来たのである。例へバ六月十六日、両東一般ノ応援申込みニ対シテ「、しにけりや勝手ニ応援しろ」「ことわる」等々、何等争議団ヘハかゝることハなく、独断デ拒絶シ、総同盟ガ、無ニなるべくとも、なりぬ狂体ヲ演じ、反動ボス幹ノ五体ヲ完全ニバクロシニクダ。敵ヘて十日、両宮製作所争議並ビニ日本染絨従業員ガ、大衆的デモで応援ニ押しかけ、ニ度、争議団大衆ハ心から迎ヘたにも拘わらず、応援ヲ拒否スル不ビの、実ニ非階級的行動ノかゞりをつくしたのだ。

戦闘的労働者諸君!!

しからば、反動ボス幹ハ如何ニ闘ッたか、我々ハ今個々ニ亘って数限りなく、彼等ノ反動性、裏切性を列挙スル三ノ煩雑さをさける。然シ、それから彼等ハ、大衆党、労、幹、同一の手段を以って、党ガ的、人力組織を動員シニぶかりでなく、同ノ闘争をサボリ、暴徒的ニ拡大戦術を展開せず、暴ニ